

地域おこし協力隊“奔走中”

はじめまして。この度、10月から地域おこし協力隊の観光振興に着任いたしました中村哲也と申します。

日本で一番騒がしい町といわれることもある大阪府出身で、この度、立科町に移住してきました。

3年間の任期期間中に、コロナ過でなくなってしまったイベントの再開や新規イベントの構築、町の魅力や特産品などを他県へ宣伝し、関係人口や交流人口の増加に繋がればと考えております。この町は高原エリアと里エリアがあり、高原エリアは牧場地やリゾートで楽しむことができ、里エリアでは町の特産品や歴史を感じる中山道など、どちらのエリアでも十分に楽しめる町であると、初めて来た時から感じておりました。そして何より四季の流れを他の場所よりもゆっくりと感じることもできます。慌ただしく過ぎて行ってしまうこの現代に自然の中でくつろげる贅沢を様々な手段で発信できるよう尽力いたします。

大阪人らしさの社交性を活用しつつ、エネルギーに駆け抜けてまいります。皆様からのご意見やご指導、温かいご支援を頂ければと思います。これから、どうぞよろしくお願いいたします。

●観光振興担当
中村 哲也です。



地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年です。具体的な活動内容や条件、待遇等は各自治体により様々ですが、総務省では、地域おこし協力隊員の活動に要する経費に対して隊員1人あたり480万円を上限として財政措置を行っています。(参照：総務省HP)

結婚新生活を始めるための費用を助成します ～立科町結婚新生活支援事業～

新婚世帯の住居費および引越費用を助成します。

【対象となる世帯】

次の①～⑤のすべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 令和4年1月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、立科町に住民票のある世帯
- ② 婚姻の時点で夫婦いずれかの年齢が満40歳未満であること
- ③ 夫婦の令和4年分(2022年分)の所得の合計額が500万円未満※であること
※世帯年収約650万円未満に相当

※貸付型奨学金を返済している場合は令和4年中の返済額を取得から控除できます

- ④ 町税等の徴収金に滞納がないこと
- ⑤ 対象となる住居が町内にあること

【対象となる費用】

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの婚姻を機に生じた費用。

- ・新規の住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ・新規の住宅取得費用(中古住宅に限ります。)
- ・結婚に伴う引越し費用
- ・結婚に伴う住居のリフォーム費用



詳しくは町HPをご覧ください

<https://www.town.tateshina.nagano.jp/soshiki/kikaku/chiikishinko/772.html>

【補助額】

該当した世帯に最大30万円を上限額とし交付します。ただし、ご夫婦ともに29歳以下の世帯には1世帯あたり60万円を上限とし予算の範囲内で交付します。

補助要件や申請手続きは、事前にお問合せください。

お問合せ 地域振興係 電話88-7315